

## 旭川市福祉出前講座実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体等に障害があっても社会で活躍している障害者を、地域、学校、企業等からの要望に応じて派遣する障害者出前講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、障害者に対する理解とノーマライゼーション社会の実現に向けた浸透を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 出前講座を受講することができるものは、市内に所在するおおむね10名以上の次にかかげる団体等とする。

- (1) 地域活動団体
- (2) 学校
- (3) 企業
- (4) その他市長が認める団体等

### (講座の内容)

第3条 出前講座の受講内容は、本事業の目的に沿ったものとする。

ただし、団体等からの受講希望内容が、障害者福祉全般において寄与するものである場合は、この限りでない。

### (講座の実施)

第4条 出前講座の受講時間は、原則として平日の午前9時から午後9時までの間とし、1講座あたり2時間以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 出前講座の会場は、受講を希望する団体等が指定する場所において実施することとし、その会場確保については、その費用負担を含め団体等が行うこととする。

### (講師派遣の申請)

第5条 出前講座を受講しようとする団体の代表者は、福祉出前講座講師派遣申請書(様式第1号)を講師派遣希望日の20日前までに、市長へ提出しなければならない。

### (講師派遣の決定等)

第6条 市長は、団体の代表者から前条の申請書の提出があったときは、内容を確認し、講師派遣の可否を決定する。

2 市長は、講師派遣を決定する場合は、講師派遣等に係る調整を行った上で、その旨を団体の代表者に福祉出前講座講師派遣決定通知書(様式第2号)により通知する。

なお、市長は、出前講座講師派遣の決定に当たり必要と認めるときは、条件を付す

ことができる。

3 市長は、申請書を提出した団体が次のいずれかに該当するときは、講師派遣を承認しないこととし、その旨を団体の代表者に福祉出前講座講師派遣却下通知書(様式第3号)により通知する。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催事等の事業として行われると認められるとき。
- (3) その他出前講座の目的に反すると認められるとき。

(講師派遣の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定により講師派遣の決定をした団体が、前条第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、これを取消することができる。

2 前項の規定により、講師派遣を取消した時は、その旨を団体の代表者に福祉出前講座講師派遣取消通知書(様式第4号)により通知する。

(変更の申請)

第8条 団体の代表者は、第6条第2項の規定により決定を受けた出前講座について、内容に変更が生じたときは速やかに市長に福祉出前講座変更申請書(様式第5号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 市長は前項の規定により、受講内容の変更について確認し、講師派遣の可否を決定する。

3 市長は、出前講座の内容の変更を承認する場合は、福祉出前講座受講内容変更承認通知書(様式第6号)により、同変更を承認しない場合は、福祉出前講座受講内容変更不承認通知書(様式第7号)により、その旨を団体の代表者に通知する。

(中止の届出)

第9条 団体の代表者は、第6条第2項の規定により決定を受けた出前講座について、中止する事情が生じたときは速やかに市長に福祉出前講座中止届出書(様式第8号)を提出しなければならない。

(費用負担)

第10条 出前講座の講師謝礼は市が負担する。

2 出前講座を受講するにあたり、次の各号に掲げる費用は、出前講座の受講が決定した団体等の負担とする。

(1)施設借上料(当該施設の備品使用、設営、撤収等に要する費用を含む。)

(2)有償資料代

3 市は、第7条又は第8条の規定による変更又は取消しの決定を行った場合において、これにより当該団体等が前項の費用負担等の損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

(実施報告)

第 11 条 出前講座の講師を引き受けた個人又は団体は講座終了後、市長へ速やかに福祉出前講座実施報告書(様式第 9 号)を提出する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。